

2022 年 5 月 19 日
一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添の産業標準案作成対象テーマ一覧において、改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C2330	コンデンサ用二軸延伸ポリプロピレンフィルム	Biaxially oriented polypropylene (PP) films for capacitors	この規格は、コンデンサの誘導体として用いる表面平滑又は粗面フィルム及び両者をコロナ処理した二軸延伸ポリプロピレンフィルムについて規定したものである。 近年、電気自動車及びハイブリッド自動車(以下、xEVという。)が急速に普及しており、電動機制御用のコンデンサフィルムとして、この規格のフィルムが用いられていることから、フィルムの生産量も飛躍的に増えている。また、欧州(EU)では、2035年にゼロエミッション車のみの販売とする規制を発表し、各自動車メーカーが規制に合わせた開発・販売方針を掲げるなど、今後は世界的にフィルム需要が伸びることが想定されている。更に、フィルムを薄くすることによって、コンデンサの小型化及び電気容量増大が図られることから、xEV用コンデンサは自動車メーカーの要求によりフィルムの薄膜化が進んでいる。こうした状況において、現行JISでのフィルム厚さの最小値は2.5 μmと規定されているものの、現在は2.3 μmが主流となっており、市場の実態に即した対応が必要となっている。 また、この規格において、フィルムの品質・性能の試験方法として引用されているJIS C 2151(電気用プラスチックフィルム試験方法)が、2019年に、我が国の固有技術を反映することで改訂された対応国際規格との整合を図るため改正され、更に、2021年には、この規格の対応国際規格であるIEC60674-3-1も試験方法を実態に合わせるため改訂されており、これらを踏まえた見直しも必要となっているため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、xEV用コンデンサの小型化・高出力化に向けたフィルムのパラメーターを標準化することができ、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与することが期待される。また、国際規格と整合を図ることによって、自動車分野での市場拡大と共に、他の電気用品への製品展開と市場拡大も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 1) フィルムの種類において、市場要求と技術的進歩を反映するため、3種の推奨する厚さに 2.0μm及び2.3μmを追加する。 2) 2種のスペースファクター推奨値を“(10±3)%”から“(10±5)%”に改める。 3) 試験方法において引用しているJIS C 2151(対応国際規格:IEC 60674-2)の改正を踏まえ、マイクロメータ法厚さとスペースファクター試験法は個別に規定していたが、JIS C 2151(対応国際規格:IEC 60674-2)の改正によりこれらの試験法が追加されたため、JIS C 2151を引用する。	—	IEC 60674-3-1:2021	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、品質、性能) 対象事項: コンデンサ用二軸延伸ポリプロピレンフィルム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	
JSA	05 電気	改正	C3665-1-1	電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験－第1－1部:絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験－装置	Tests on electric and optical fibre cables under fire conditions-Part 1-1: Test for vertical flame propagation for a single insulated wire or cable-Apparatus	この規格は、電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験における絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験の装置について規定するものである。 2015年に、国際対応規格であるIEC 60332-1-1のAmd.1が発行され、電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験に用いる金属製試験箱の条件が明確にされたため、改正が必要である。	対応国際規格と整合させることによって、国際流通の障壁を撤廃し、国内でのIEC規格準拠製品の流通を容易にできると共に、使用者及び生産者との取引が円滑となる。	主な改正点は、次のとおり。 電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験に用いる金属製試験箱の条件を明確にする。	—	IEC 60332-1-1:2004 +AMD1:2015	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電気ケーブル及び光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		一般社団法人日本電線工業会のWG		

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3665-1-2	電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験－第1-2部：絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験－1 kW混合ガス炎による方法	Tests on electric and optical fibre cables under fire conditions-Part 1-2: Test for vertical flame propagation for a single insulated wire or cable- Procedure for 1 kW pre-mixed flame	この規格は、電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験における絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験の1 kW混合ガス炎による方法について規定するものである。 2015年に、国際対応規格であるIEC 60332-1-2のAmd.1が発行され、試験片の外径を測定する位置及び測定方法の明確化、試験片を保持する方法の明確化などについて改訂されたため、実情に合わせた試験方法に改正する必要がある。	対応国際規格と整合させることによって、国際流通の障壁を撤廃し、国内でのIEC規格準拠製品の流通を容易にできると共に、使用者及び生産者との取引が円滑となる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 試験片の外径を測定する位置及び測定方法を明確にする。 b) 試験中に試験片が大きく動いて結果が無効になる場合、試験片を保持する方法を規定する。	—	IEC 60332-1-2:2004 +AMD1:2015	IDT	第2条の該当号：4(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項：電気ケーブル及び光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、ウ、オ、キ 欠点：いずれも該当しない。			一般社団法人日本電線工業会のWG	
JSA	05 電気	改正	C3665-1-3	電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験－第1-3部：絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験－燃焼落下物(粒子)の測定方法	Tests on electric and optical fibre cables under fire conditions-Part 1-3: Test for vertical flame propagation for a single insulated wire or cable- Procedure for flaming droplets/particles	この規格は、電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験における絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験の燃焼落下物(粒子)の測定方法について規定するものである。 2015年に、国際対応規格であるIEC 60332-1-3のAmd.1が発行され、試験片の外径を測定する位置及び測定方法の明確化、試験片を保持する方法の明確化などについて改訂されたため、実情に合わせた試験方法に改正する必要がある。	対応国際規格と整合させることによって、国際流通の障壁を撤廃し、国内でのIEC規格準拠製品の流通を容易にできると共に、使用者及び生産者との取引が円滑となる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 試験片の外径を測定する位置及び測定方法を明確にする。 b) 試験中に試験片が大きく動いて結果が無効になる場合、試験片を保持する方法を規定する。	—	IEC 60332-1-3:2004 +AMD1:2015	IDT	第2条の該当号：4(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項：電気ケーブル及び光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、ウ、オ、キ 欠点：いずれも該当しない。			一般社団法人日本電線工業会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	
JSA	05 電気	改正	C3666-2	電気ケーブルの燃焼時発生ガス測定試験方法―第2部:電気ケーブル材料の燃焼時におけるpH及び導電率による発生ガスの酸性度測定	Test on gases evolved during combustion of electric cables―Part 2: Determination of degree of acidity of gases evolved during the combustion of materials taken from electric cables by measuring pH and conductivity	この規格は、電気ケーブルの燃焼時発生ガス測定試験方法における、電気ケーブル材料の燃焼時におけるpH及び導電率による発生ガスの酸性度測定について規定するものである。 2011年に国際対応規格であるIEC 60754-2 Ed. 2.0が発行され、その後、2019年にAmd.1が発行された。適用範囲に合わせた規格名称に変更、試験片の質量測定方法及び加熱手順の明確化、pH値及び導電率を決定するための試験温度条件の追加などの改訂があったため、実態に合わせてJISも改正の必要がある。 特に、ガス吸収瓶と石英ガラス管(試料を燃焼させる管)との間に、石英ガラス管への水の吸い戻しを防止する任意の空瓶を設置した。これによって、ガスの逆流を防止し、安定に測定することが可能となり、測定精度が向上した。	対応国際規格と整合させることによって、国際流通の障壁を撤廃し、国内でのIEC規格準拠製品の流通を容易にできると共に、使用者及び生産者との取引が円滑となる。	主な改正点は、次のとおり。 a) この規格の適用範囲は、電気ケーブル又は光ファイバケーブルを対象としているため、これに合わせて、規格名称を変更する。 b) 試験の再現性をより向上するため、試験片の質量測定方法及び加熱手順を明確化する。 c) pH値及び導電率を決定するための試験温度の条件を追加する。 d) 試験報告書に記載する項目を規定する。	—	IEC 60754-2:2011+AMD1:2019	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電気ケーブル又は光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。				一般社団法人日本電線工業会のWG	
JSA	05 電気	改正	C60068-2-11	環境試験方法―電気・電子―第2-11部:塩水噴霧試験方法(試験記号:Ka) [現行名称:環境試験方法(電気・電子)塩水噴霧試験方法]	Environmental testing―Part 2-11: Tests―Test Ka: Salt mist (現行名称:Basic environmental testing procedures Part 2: Tests―Test Ka: Salt mist)	この規格は、電気・電子技術の部品、機器又は材料の塩水噴霧環境における耐劣化性を評価する試験方法について規定したもので、1989年にIEC 60068-2-11を基に制定された。対応する国際規格は、2021年に、試験方法の改良、明確化などのために、塩溶液の濃度調整方法などを含む試験方法の変更改良、試験報告書への記載項目の追加などが行われて改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った最新技術に基づく試験方法の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	改正を行うことによって、試験方法が改良又は明確化されて製品の試験が容易になり、かつ、品質の改善・研究開発活動の基盤形成の促進も期待される。また、国際規格と整合することによって国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・塩溶液の濃度を、質量比から質量／容量比に変更する。 ・塩溶液のpHを測定するための溶液の温度を、35℃±2℃から25℃±2℃に変更する。 ・空気の供給において、噴霧圧力と飽和塔の水温との組み合わせを規定する表1を追加する。 ・試験報告書に必要な規定を追加する。	—	IEC 60068-2-11:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG		

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C60068-2-13	環境試験方法—電気・電子—第2-13部:減圧試験方法(試験記号:M) [現行名称: 環境試験方法(電気・電子)減圧試験方法]	Environmental testing—Part 2-13: Tests—Test M: Low air pressure (現行名称: Basic environmental testing procedures Part 2: Tests, Test M: Low air pressure)	この規格は、輸送中、保管中、又は使用中に、低気圧にさらされる可能性のある電気・電子機器及びこれらの部品供試品に適用できる試験方法について規定したもので、1989年にIEC 60068-2-13を基に制定された。対応する国際規格は、2021年に、試験方法の明確化、試験精度の向上などのために、気圧-海拔対応表の更新、試験手順を集約して規定するなどを行って改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った最新技術に基づく試験方法の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	改正を行うことによって、試験方法が改良又は明確化されて製品の試験が容易になり、かつ、品質の改善・研究開発活動の基盤形成も期待される。また、国際規格と整合することによって国際貿易の円滑化又は国際協力への促進に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・複数の箇条で構成された試験手順を、箇条5に集約する。 ・気圧-海拔高度の対応表を、気圧基準の対応表から、IEC 60721-2-3を参照した海拔高度を基準とする対応表に変更する。 ・試験報告書を規定する箇条7を追加する。	—	IEC 60068-2-13:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	
JSA	05 電気	改正	C60068-2-38	環境試験方法—電気・電子—第2-38部:温湿度組合せ(サイクル)試験方法(試験記号:Z/AD)	Environmental testing—Part 2-38: Tests—Test Z/AD: Composite temperature/humidity cyclic test	この規格は、高温高湿及び低温条件で、主として電気・電子部品の劣化を加速した方法で判定する温湿度組合せ(サイクル)試験に関するもので、IEC 60068-2-38を基に2013年に発効した規格である。近年の試験の経験から、試験期間中に通電する供試品の場合、温度分布、凝縮効果などに影響がある場合がわかってきた。また、試験時の相対湿度である(93±3)%を守る事が困難な事態が生じてきた。そのため、対応国際規格IEC 60068-2-38の適用範囲において、試験期間全体にわたって通電する供試品にはこの規格を適用しないなどの条件を追加するとともに、サイクル試験時の相対湿度を全て同一の(93±3)%から、一部に(93-3)%～(93+5)%を含むサイクルとするなどの重要な改訂が2021年に実施された。したがって、JISにおいても試験結果の精度向上のために、これらの国際規格の規定の反映のために改正が必要である。	改正によって、電気・電子部品の劣化を加速した方法で判定する温湿度組合せ(サイクル)試験結果の信頼度を上げ、電子機器、電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、試験全体に通電する試供品にはこの規格を適用しないとの記載を追加する。 ・“試験方法”において、試験時の相対湿度のプロファイルを、現行規格での全て同一条件の(93±3)%から(93-3)%～(93+5)%を含むサイクルに変更する。	—	IEC 60068-2-38:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C60068-2-64	環境試験方法－電気・電子－第2-64部:広帯域ランダム試験方法及び指針(試験記号:Fh)	Environmental testing－Part 2-64: Tests－Test Fh: vibration, broadband random and guidance	この規格は、ランダムな振動を受ける電気製品及び電子製品に一般的に適用することを目的とした広帯域ランダム振動試験に関するもので、IEC 60068-2-64を基にして2011年に発効した規格である。従来のランダム振動試験で発生する加速度は、ガウス分布に従うものであった。しかしながら、例えば、実輸送時に発生する加速度は実際には非ガウス分布になること、非ガウス型振動試験を生成するための研究が進展して、非ガウス型振動試験が可能となったことなどため、対応国際規格IEC 60068-2-64において、ランダム振動試験に非ガウス型ランダム試験を取り込んだ追補が2019年に発行された。このような状況から、JISにおいても、広帯域ランダム振動試験の規定について対応国際規格と整合させ、最新の技術を取り込んだ内容に改正する必要がある。	改正によって、電子機器、電子部品などが受ける振動の影響をより実際に近い状態で評価することが可能となり、電子機器、電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語の定義”において、用語として非ガウス型の特徴を表す指標である“せん(尖)度”と“わい(歪)度”を追加する。 ・“振動の許容差”の“分布”において、非ガウス分布の特徴を表す波高比、わい(歪)度、せん(尖)度及び振幅確率分布の統計的特性を追加する。 ・“厳しさ”において、非ガウス分布の試験の場合の、厳しさのパラメータを追加する。 ・“ランダム振動の概要”において、非ガウス振動試験に関する規定を追加するとともに、ガウス分布と非ガウス分布の確率密度関数を比較した図を追加する。	—	IEC 60068-2-64:2008 + AMD1:2019	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、エ、オ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	
JSA	05 電気	改正	C60068-2-67	環境試験方法－電気・電子－基本的に構成部品を対象とした高温高湿、定常状態の促進試験	Environmental testing－Part 2: Tests－Test Cy: Damp heat,steady state, accelerated test primarily intended for components	この規格は、小形電子部品の、主としてハーメチックシールされていない部品を対象にして、高温高湿が特性劣化に与える影響を加速して評価する標準的な試験方法を規定したもので、IEC 60068-2-67を基にして2001年に発効した規格である。高温高湿試験に使用する加湿水として、導電率が低すぎる水を使用した場合、試験に使用する加湿システムに害を与える場合があることがわかってきた。そのため、対応国際規格IEC 60068-2-67において、使用する加湿水の導電率の設定値の修正が追補として2019年に発行され改訂された。JISにおいても最新の技術に即した内容に変更するとともに、国際的な試験方法の互換性を確保するため、この規格を改正する必要がある。	改正することによって、小形電子部品の高温高湿が特性劣化に与える影響を加速して評価する標準的な試験方法の信頼性の向上が期待できる。また、最新のIEC規格に整合したJISとすることによって、国際的な取引の円滑化とともに、市場の拡大も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“試験装置”の“加湿水”において、現行規格の“この水は、温度23℃で抵抗率が0.5 MΩ以上(導電率が2 μS/cm以下)”を、“水の抵抗率は、+23℃で、導電率5 μS/cm～20 μS/cmに対応する2 000 Ωm～500 Ωmとする”に変更する。	—	IEC 60068-2-67:1995 + AMD1:2019	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：電子部品	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、エ、オ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C60068-3-3	環境試験方法－電気・電子－第3-3部: 支援文書及び指針－機器の耐震試験方法	Environmental testing－Part 3-3: Supporting documentation and guidance－Seismic test methods for equipment	この規格は、電気・電子機器などの耐震試験方法において、製品規格の作成者及び利用者のための背景説明及び指針を示すもので、地震による応力、変位などにさらされた機器が、地震中及び地震後に、要求された機能を果たす能力を検証することを目的とした規格であり、2021年にIEC 60068-3-3を基に発行された。規定のうち、“地表加速度”の地震活動域の分類ゾーン1～ゾーン4において、振動数が0.8 Hz≦f≦1.6 Hzの場合のピーク速度値に明確な間違いがあることが分かった。振動は、変位、加速度及び速度の3つで指定されるが、その1つである速度のピーク値が1桁間違っていた。このため、対応国際規格において、2021年に修正票が発行された。従って、JISにおいても試験時の値選択によって、試験結果に大きな影響を与える場合があるため改正する。	改正することによって、試験における正しいピーク速度値の選択が可能となり、電気・電子機器などの耐震試験の信頼がおける結果を得ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“一般耐震クラスの算定振幅試験方法”の“地表加速度”において、地震活動域ゾーン1、ゾーン2、ゾーン3及びゾーン4において、振動数が0.8 Hz≦f≦1.6 Hzの場合のピーク速度値を、それぞれ0.1m / s(ゾーン1)、0.2 m / s(ゾーン2)、0.3 m / s(ゾーン3)及び0.5m / s(ゾーン4)に修正する。	－	IEC 60068-3-3:2019+COR1:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	
JSA	05 電気	改正	C60695-2-10	火災危険性試験－電気・電子－第2-10部: グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法－グローワイヤ試験装置及び一般試験方法 (現行名称: 耐火性試験－電気・電子－第2-10部: グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法－グローワイヤ試験装置及び一般試験方法)	Fire hazard testing－Part 2-10: Glowing/hot-wire based test methods－Glow-wire apparatus and common test procedure	この規格はシミュレーション技術を用いて短時間で火災危険性を評価するためにグローワイヤ試験装置及び一般試験方法について、IEC 60695-2-10を基に規定したものであるが、現行の規定では、関連規格との間において、グローワイヤ試験の各試験期間の用語・語句が不統一となっており、また、着火及び有炎燃焼の判定に関する指針が不明確であるため、市場の取引に不具合が生じている。これらの不具合が、基としているIEC 60695-2-10の2021年の改訂及び関連するIEC規格の改訂によって改善されている。このような状況から、JISにおいても、最新のIEC規格に整合した規定内容とするため、改正する必要がある。	この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義(箇条3)において、グローワイヤ試験の各試験期間の名称として、押付け期間、観察期間、火災事象期間などの用語を追加する。 ・箇条8(一般的な試験の観察及び試験結果の評価)を追加し、各グローワイヤ試験(C60695-2-11、C60695-2-12及びC60695-2-13に詳細規定)に関する一般事項を規定する。 ・附属書A(参考)(機器製造業者及びサプライヤー)を削除する。 ・現行規格で(参考)の附属書としている“着火及び燃焼の判定に関する指針”を、指針から要求事項に格上げして、(規定)の附属書とする。 ・附属書C(参考)(加熱電流値を用いるグローワイヤ温度測定システムの確認手順に関する指針)を、附属書B(参考)に置き換える。 ・附属書C(参考)を追加し、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を図示する。	－	IEC 60695-2-10:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C60695-2-11	火災危険性試験－電気・電子－第2-11部:グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法－最終製品に対するグローワイヤ燃焼性指数(GWEPT) 〔現行名称:耐火性試験－電気・電子－第2-11部:グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法－最終製品に対するグローワイヤ燃焼性指数(GWEPT)〕	Fire hazard testing－Part 2-11: Glowing/hot-wire based test methods－Glow-wire flammability test method for end products (GWEPT)	この規格は、火災危険性の指標として電氣的に加熱した熱源による熱的負荷を最終製品に与えたときの、火災影響の模擬試験方法について規定したものであるが、グローワイヤ試験方法の一般則であるJIS C60695-2-10の改正で、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を変更するため、この規格を改正する必要がある。	この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・観察及び測定(箇条9)において、同時期に改正予定のC60695-2-10のグローワイヤ試験の各試験期間の名称に変更する。	－	IEC 60695-2-11:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月
JSA	05 電気	改正	C60695-2-12	火災危険性試験－電気・電子－第2-12部:グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法－材料に対するグローワイヤ燃焼性指数(GWFI) 〔現行名称:耐火性試験－電気・電子－第2-12部:グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法－材料に対するグローワイヤ燃焼性指数(GWFI)〕	Fire hazard testing－Part 2-12: Glowing/hot-wire based test methods－Glow-wire flammability index (GWFI) test method for materials	この規格は、電気・電子製品に用いる固体絶縁材料又はその他の固体材料の燃焼性試験に適用するグローワイヤ燃焼性指数(GWFI)を決定するためのグローワイヤ燃焼試験について規定したものであるが、グローワイヤ試験方法の一般則であるJIS C60695-2-10の改正で、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を変更するため、この規格を改正する必要がある。	この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・観察事項及び測定結果(箇条9)同時期に改正予定のC60695-2-10のグローワイヤ試験の各試験期間の名称に変更する。	－	IEC 60695-2-12:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C60695-2-13	火災危険性試験－電気・電子－第2-13部:グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法－材料に対するグローワイヤ着火温度指数(GWIT) 〔現行名称:耐火性試験－電気・電子－第2-13部:グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法－材料に対するグローワイヤ着火温度指数(GWIT)〕	Fire hazard testing－Part 2-13: Glowing/hot-wire based test methods－Glow-wire ignition temperature (GWIT) test method for materials	この規格は、電気・電子製品に用いる固体絶縁材料又はその他の固体材料の着火性試験に適用するグローワイヤ着火温度指数(GWIT)を決定するためのグローワイヤ燃焼試験について規定したものであるが、グローワイヤ試験方法の一般則であるJIS C60695-2-10の改正で、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を変更するため、この規格を改正する必要がある。	この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・観察事項及び測定結果(箇条9)同時期に改正予定のC60695-2-10のグローワイヤ試験の各試験期間の名称に変更する。	—	IEC 60695-2-13:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月
JSA	05 電気	改正	C60695-6-1	火災危険性試験－電気・電子－第6-1部:煙の遮光－一般指針 (現行名称:耐火性試験－電気・電子－第6-1部:煙不透過性－一般指針)	Fire hazard testing－Part 6-1: Smoke obscuration－General guidance	この規格は、煙不透過性に関する光学的測定、試験方法、試験結果データ及び危険性評価との関連性についてIEC 60695-6-1を基に規定したものであるが、火災評価技術の進歩によって、煙の遮蔽性に関する測定方法が市場全般の要求と乖離した状態となっている。そのため、対応国際規格のIEC 60695-6-1では、最新技術に基づく指数を導入するなどの規定の改訂を2021年に行った。このような状況から、この規格を対応国際規格と整合させ最新技術を反映した規定とすべく、早急に改正する必要がある。なお、この規格で測定方法として引用していたJIS C 60695-6-30及びJIS C 60695-6-31は、今回の改正で削除予定であり、かつ、他の規格での引用・参照がないことから、この規格の改正に合わせて廃止する予定である。	この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義(箇条3)において、引用規格として、現行規格でのISO 13943にJIS C 60695-4を加える。 ・この規格の“静的方法及び動的方法”の“静的方法(6. 1)”などにおいて、測定方法として引用しているJIS C 60695-6-30及びJIS C 60695-6-31を削除し、代わりにISO 5659-2を参照する規定とする。 ・“静的方法及び動的方法”の“動的方法(6. 2)”において、最新技術に基づく指数として、SMOGRA(smoke growth rate)指数に関する規定を追加する。 ・“試験方法”の“試験方法の検討(7. 1)”において、試験方法の選択に当たって、対象とする火災シナリオとの関連付けを追加する。	①C60695-6-30 ②C60695-6-31	IEC 60695-6-1:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	H7005	超電導関連用語	International Electrotechnical Vocabulary – Part 815: Superconductivity	この規格は、2000年に発行されたIEC60050-815 (International Electrotechnical Vocabulary –Part 815: Superconductivity)を基に作成した超電導関連の用語及び定義について規定した規格である。対応国際規格であるIEC60050-815の第3版 が2022年3月に発行予定であり、技術の発展により新たにエレクトロニクスの分野の用語が増えるなど大幅な改訂が行われる。このため、我が国の超電導分野においても、新しい用語を活用できるようにするため、国際規格との整合を図り、改正する必要がある。	この改正によって、生産者及び使用者間で超電導分野の意思疎通が活発になり、我が国の国際競争力の向上が期待される。また、国内の研究教育機関への普及により超電導応用技術の進展にも寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・これまでの章立てでは新しい分野の用語に対応しない部分があり、従来の規格に追加すると煩雑になるため、用語番号を従来の「815-01-01から」を「815-20-01から」に変更する。 ・「超電導マグネット技術」の分類項を「超電導マグネット及び電力機器の技術」に変更し、「超電導エレクトロニクス技術」の項を追加する。 ・「応用技術」の分類項を「超電導エレクトロニクス技術」、「超電導マグネット及び電力機器の応用技術」、「超電導エレクトロニクス応用技術」及び「冷却技術」に細分化し、それぞれの技術の内容を充実させる。	—	IEC60050-815:2022(発行予定)	IDT	第2条の該当号：5(用語) 対象事項：超電導	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、ウ、エ、オ 欠点：いずれも該当しない。	共通的な理解を促進するために不可欠な基礎的・基盤的分野の規格)		一般社団法人日本電線工業会のWG	
JSA	05 電気	改正	T1022	病院電気設備の安全基準	Safety requirements of electrical installations for medically used rooms in hospitals and clinics	この規格は、医療用電気機器などの使用上の安全確保のため、病院、診療所などに設ける電気設備のうち、医用接地方式、非接地配線方式及び非常電源に対する、安全基準及び施設方法について規定したものである。現在の医療において、医療用電気機器(以下、ME機器という。)への電力供給は、信頼性が高いものでなければならない。また、ME機器の故障などが患者に悪影響を与えてはならない。こうした観点で、病院電気設備の安全性の更なる向上を目的として、実運用上の煩雑さを軽減するため、非常電源の種類を減らし、併せて、各種ME機器への適用基準を見直し、医用接地方式並びに検査及び保守についても改正を行う。また、最近の電磁環境を踏まえ、EMCの影響を低減することが求められていることから、これらに対応するため、実態に即した改正を行う必要がある。	この規格の改正によって、非常電源の適用が簡素化され、適用上の煩雑さが軽減されるとともに、運用の信頼性の向上が図られる。また、医療施設の施設担当者において、EMC環境改善の認識が向上し、非常電源及び接地設備のより一層適正な運用が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・医用接地方式 医用室の種類及びME機器に適用する医用接地方式について、新たな医用室等を追加する。 接地センターの設置条件として、医用室の大きさの条件を追加する。 等電位接地患者環境に関するIEC60060-1の改正と国内基準との整合性を踏まえた基準とする。 ・非常電源 非常電源のうち、一般非常電源と特別非常電源を一本化し、非常電源を一般非常電源及び無停電非常電源の2種類とする。 上記の変更に伴い、非常電源とME機器との対応を変更する。 ・検査及び保守 検査保守に関して、新築工事の完成検査及び定期検査のほか、改修工事も追加する。 ・その他 ME機器等に対するEMCの影響を低減するため、電源配線への推奨事項を定性的に規定する。	—		無	第2条の該当号：2(病院電気設備の電気安全に関する設計方法及び使用方法) 対象事項：病院電気設備	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、カ 欠点：いずれも該当しない。	3.強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格)		一般社団法人電気設備学会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は, 現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は, 現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格との 対応の程度	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定
JSA	05 電気	廃止	C60695-6-30	環境試験方法－電気・電子－火災危険, 火災のもつ潜在的・偶発的危険の試験方法－火災に遭った電気製品からの煙による光の不透過度に起因する視界のさえぎりの評価に関する指針及び試験方法: 小規模静的試験方法－煙による光の不透過度測定－試験装置の記述	Fire hazard testing – Part 6: Guidance and test methods on the assessment of obscuration hazard of vision caused by smoke opacity from electrotechnical products involved in fires – Section 30: Small scale static method – Determination of smoke opacity – Description of the apparatus	この規格と引用関係にあったC60695-6-30の発煙濃度試験方法がC3612(600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線)の改正によって、C3612の附属書A(発煙濃度試験方法)に規定され、この規格を引用していた他の電線・ケーブル規格についてもC3612を引用する改正が行われた。また、この規格を引用していたC60695-6-1は、同時改正によって、この規格との引用関係が解消されるため、この規格を廃止する。なお、対応国際規格は、既に廃止されている。	IEC 60695-6-30:1996	IDT	一般財団法人日本規格協会のWG	－
JSA	05 電気	廃止	C60695-6-31	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験－煙による光の不透過度の測定－小規模静的試験方法－材料	Environmental testing – Electrotechnical products – Fire hazard testing – Smoke obscuration – Small scale static method – Materials	この規格に規定されていた発煙濃度試験方法がC3612(600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線)の改正によって、C3612の附属書A(発煙濃度試験方法)に規定され、この規格を引用していた他の電線・ケーブル規格についてもC3612を引用する改正が行われた。また、この規格を引用していたC60695-6-1は、同時改正によって、この規格との引用関係が解消されるため、この規格を廃止する。なお、対応国際規格は、既に廃止されている。	IEC 60695-6-31:1999	IDT	一般財団法人日本規格協会のWG	－